

2016年5月26日

サンクスアイ株式会社
代表取締役 藤原 誠 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7オルガ5階

適格消費者団体NPO法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 真正



質問及び申入書

1 はじめに

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為、不当条項の使用の中止の申し入れ及び団体訴権行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

この度、貴社販売商品の購入勧誘方法及び広告に関し、「消費者契約法」、「特定商取引に関する法律」及び「不当景品類及び不当表示防止法」に違反していると疑われる事例について当法人宛に情報提供がございましたので、下記のとおり質問及び申し入れを行います。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、この申入れに対する貴社の考えないし対応について文書にてご回答ください。なお、この申入れは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。

2 申入れの趣旨

(1) 病気を治療する効果があるかのように勧誘している点について

貴社商品の使用により「がんが消えた」などと言って貴社商品の購入を勧誘する行為が実際に行われているか否か、また、勧誘者による勧誘について、貴社がどのような方針で、どのような指導を行っているのかについて、調査の上ご回答ください。

(2) 病気を治療する効果があるかのように広告している点について

貴社発行の「ミネラルの使い方パーカクトブック」中、貴社商品に病気を治療する効果があるかのように記載している点について削除し、今後このような広告がされることを防止する措置を講ずること。

3 申入れの理由

(1) 医薬効果があるかのように勧誘している点について

ア 不実告知の禁止

事業者等は、消費者契約の締結を勧誘するに際し、消費者に対して、重要事項について事実と異なることを告げてはなりません（消費者契約法4条1項1号）。

また、連鎖販売業の統括者及び勧誘者は、連鎖販売取引についての契約の締結を勧誘するに際し、商品の性能又は品質について不実のことを告げる行為をしてはなりません（特定商取引に関する法律34条1項1号）。

適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者に対して事業者等がこれらの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防等を請求することができます（消費者契約法第12条第1項、特定商取引に関する法律第58条の21第1項第1号イ、同条第2項）。

イ 問題のある勧誘事例

貴社は、事業者であって、連鎖販売取引業の統括者です。したがって、貴社及び貴社商品の勧誘者は、貴社商品の販売に際し、不実告知をすることが禁止されます。

しかし、貴社商品の勧誘者が、貴社商品の購入を勧誘する際、貴社商品を使用すると「がんが消えた」、「がん細胞を増殖させない」などの話をしているという複数の事例についての情報提供がありました。

医薬品のような効果がない商品を、あるように伝えることは、健康食品である貴社商品の効能に関して虚偽の事実を伝えるものです。従って上記勧誘行為は、貴社商品の性能又は品質という重要事項について事実と異なることを告げる行為に当たります。よって、このような事実が真実であれば、貴社又は貴社商品の勧誘者の行為は、不実告知に該当するものと考えられます。

ウ 小括

以上により、当法人は、貴社に対して、実際に上記のような勧誘行為が行われているのかどうか、また、勧誘者による勧誘について、貴社がどのような方針で、どのような指導を行っているのかにつき、それぞれ調査の上ご回答いただくことを求めます。

(2) 医薬品のような効果があるかのように広告している点について

ア 優良誤認広告の禁止

連鎖販売取引業における統括者は、連鎖販売取引について広告するときは、商品の性能又は品質について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしてはなりません（特定商取引に関する法律第36条）。

また、事業者は、自己の供給する商品について品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違し

て当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしてはなりません（不当景品類及び不当表示防止法第4条1項1号）。

適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者に対して事業者等がこれらの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防等を請求することができます（特定商取引に関する法律第58条の21第1項第4号、不当景品類及び不当表示防止法第30条第1項各号）。

イ 問題のある広告

- (ア) 上記禁止の対象である広告の媒体の種類は限定されていないことから、貴社発行の「ミネラルの使い方パーフェクトブック」も「広告」及び「表示」に該当します。従って、貴社は、「ミネラルの使い方パーフェクトブック」において、消費者に貴社商品を優良誤認させる記載をすることはできません。
- (イ) しかし、以下のとおり、ミネラルの使い方パーフェクトブックには、医薬品のような効果があるかのような記載がありました。

① 7ページ

「植物性ミネラル入りのアルコールをいただくと悪酔い・二日酔いになりにくく評判です。」

② 28ページ

「すり傷・切り傷に」「じくじくになっている傷口や深く切れてしまった傷口に、直接専用スプレーで植物性ミネラルを3プッシュほど吹きかけます。吹きかけた時は、すごくしみますが、数日続けて吹きかけると、乾きが早く、お風呂でもしみにくくなります。」「鼻のムズムズに」「鼻がムズムズする際に、綿棒に植物性ミネラルをスプレーで吹きかけて、鼻の粘膜へ塗り込みましょう。鼻水が出にくくなります。」

③ 38ページ

スポーツ前後のマッサージに専用スプレーを使用してマッサージすると疲れにくくなり、疲労の蓄積を防ぐことができる。

(ウ) 貴社商品はそもそも医薬品等の販売において必要な薬事法上の許可を得ておらず、医薬効果がないのにあるかのように広告する上記記載は、一般的に許容される誇張の範囲を超えています。従って、上記記載は、優良誤認広告に該当し違法であると考えられます。

また、上記に掲げた以外にも、貴社発行の「ミネラルの使い方パーフェクトブック」上には、貴社販売の商品に医薬品のような効果があるかのような記載が行われている部分が存在しております。

ウ 小括

以上により、当法人は、貴社に対して、「ミネラルの使い方パーセクトブック」中、医薬品のような効果があるかのような記載を削除し、今後同様の記載を行うことを防止するよう申し入れます。

4 結論

上記のとおり、貴社商品について問題のある勧誘が行われている可能性があり、また貴社パンフレットの記載については法律に違反する部分があるため、申入れの趣旨記載の対応を求め、当法人は、貴社に対して本申し入れを行います。

以 上